

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（936））

2. 日時：平成30年5月11日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本主任安全審査官、穂藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「12条 安全施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

- 東海発電所と共用する東海第二発電所の雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体廃棄物減容処理設備について共用範囲が不明確な点があるが、東海発電所の許可、廃止措置計画等における当該設備の共用の考え方を整理した上で、東海第二発電所の設置許可として明確化等の変更を行う点を整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、雑固体廃棄物減容処理設備等の共用範囲の明確化については、東海発電所側の整理を行った上で対応する旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 雑固体廃棄物に係る東海発電所との共用設備について